

給 与 規 程

認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、認定特定非営利法人ささえあい医療人権センターCOML（以下「COML」という。）の就業規則第39条に基づき、職員の給与、賞与及び退職金の支払いに関して定めたものである。

第2章 給 与

(給与の支払形態)

第2条 給与は、月給制とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当するときは、給与を支給しない。

- (1) 無断欠勤の場合
- (2) 職場離脱の場合
- (3) 産前産後休暇の場合
- (4) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する場合
- (5) 休職中の場合
- (6) 育児時間を取得する場合
- (7) 育児休業の場合
- (8) 介護休業の場合
- (9) 第4号以外で、休業補償を受けられる場合

(給与支払日)

第3条 給与支払日は、毎月25日とする。但し、支給日が休日の場合土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の平日に繰り上げて支給する。

(給与計算期間)

第4条 給与計算期間は、前月21日から当月20までとする。

(給与の支払方法及び控除)

第5条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。但し職員の申し出により支給手取額を職員指定の金融機関に振り込むことができる。

2 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 社会保険料、雇用保険料
- (2) 源泉所得税、住民税

- (3) 職員代表との書面協定により、給与から控除することとしたもの
- (4) その他、特別に給与から控除することを法人として決定し、職員との間において合意を得ているもの

(給与の構成)

第6条 給与は、基本給と手当等をもって構成し、手当等は次のとおり取り扱う。

- (1) 基準内給与 基本給
- (2) 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当

(基本給)

第7条 基本給は、別表1のとおり、年齢、職務遂行能力及び勤務成績に応じて支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、居住地から勤務地までの経路のうち、最も合理的且つ経済的な公共交通機関による通勤定期代を上限に、実費を支給する。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第9条 一般職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業1時間につき、時間当り基準内給与に当該各号に定める割増率を乗じた時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給する。

- 一 次のいずれかに該当して勤務した場合：2割5分増
 - イ 1日の労働時間が8時間を超えて勤務した場合
 - ロ 週の労働時間の合計が40時間を超えて勤務した場合
- 二 休日が法定休日に相当する場合に勤務した場合：3割5分増

(深夜勤務手当)

第10条 一般職員が深夜に勤務した場合は、就業1時間につき、時価当り基準内賃金の2割5分の深夜勤務手当を支給する。

(定期昇給)

第11条 基本給の定休昇級は、毎年4月分給与にて行なう。

(人事考課)

第12条 前条の基本給の昇給を公正に行なうため、人事考課を所定の方式に従って行なう。

第3章 賞 与

(賞 与)

第 13 条 COMLは業績を勘案して、賞与を支給することがある。

第4章 退 職 金

(退職金)

第 14 条 COMLは、勤務11か月以上の職員が退職したとき、又は解雇されたときは、退職金を支給する。

(退職金の運営管理)

第 15 条 職員の退職金は、勤労者退職金共済機構に掛け金を預託することにより、運営管理する。掛け金は5年ごとに増額する。

(退職金の支給基準)

第 16 条 退職金は一時金として、「掛け金×納付期間」の算式により計算するものとする。

付 則

1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、2021年6月1日から施行する。

※ 旧第8条及び旧第9条の管理職に関する付記については、新第9条及び新第10条の対象を一般職員と明記した。

3 この改定規程は、2025年4月1日から施行する。

※ 旧第9条の時間外勤務手当及び休日勤務手当の条文で、法定時間外の場合2割5分増になることに改定した。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療 人権センターCOML（コムル）	事業年度	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
-----	---------------------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	1,200,000 円
賛助会員受取会費	4,513,500 円
受取寄附金	17,991,016 円
会報誌発行・講師派遣等の普及啓発活動	9,276,920 円
研修会・フォーラム・シンポジウム等の開催	1,047,200 円
SP（模擬患者）の活動	5,139,173 円
病院探検隊の実施	1,006,060 円
委員派遣等の政策提言活動	8,848,205 円
受取利息	67,201 円
雑収入	875 円
合 計	49,090,150 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		5,530,000 円	著作権利用料、コンテンツ 売買費用、会費
		1,611,120 円	模擬患者派遣料、 旅費交通費、会費
		1,265,499 円	寄付、会費
		1,265,006 円	講演料、模擬患者派遣料、 旅費交通費
		678,026 円	模擬患者派遣料、病院探検隊 派遣料、旅費交通費、会費

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		8,312,261 円	給与、通勤手当、出張手当
			給与、賞与、通勤手当、 出張手当
		3,534,099 円	事務所賃借費、水道光熱費
		3,237,300 円	クラウドファンディング システム利用手数料
			給与、賞与、通勤手当

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
		書籍 (別添一覧表の とおり)	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	円	定価による販売。役員等に対する特別な 優遇措置や割引等は 一切なし。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	22,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	33,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	34,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		電話相談活動費	R7.4.1～ R8.3.31	3,000 円	3 時間 1,500 円
		電話相談活動費	R7.4.1～ R8.3.31	39,000 円	3 時間 1,500 円
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	15,000 円	5,000 円／回
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	53,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	20,000 円	5,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	36,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	15,000 円	5,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
		一般委員養成講座講師料	R7.4.1～ R8.3.31	11,137 円	11,137 円／回
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	94,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		電話相談活動費	R7.4.1～ R8.3.31	28,500 円	3 時間 1,500 円
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	5,000 円	5,000 円／回
		病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
		会報誌デザイン・データ制作費、ホームページ更新費	R7.4.1～ R8.3.31	55,000 円	請求書による
		模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	12,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
		一般委員養成講座講師料	R7.4.1～ R8.3.31	11,137 円	11,137 円／回

模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	79,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	24,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	5,000 円	5,000 円／回
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	94,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	10,000 円	5,000 円／回
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	30,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
電話相談活動費	R7.4.1～ R8.3.31	18,000 円	3 時間 1,500 円
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	42,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	25,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	25,000 円	5,000 円／回
病院探検隊活動費	R7.4.1～ R8.3.31	15,000 円	5,000 円／回
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	9,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回
電話相談活動費	R7.4.1～ R8.3.31	1,500 円	3 時間 1,500 円
模擬患者活動活動費	R7.4.1～ R8.3.31	26,000 円	活動時間により 5,000 円～15,000 円／回

送付のご案内

様

この度は書籍等のお申し込みをいただき、ありがとうございます。料金は同封の振替用紙にてお願いいたします。
領収証は郵便局の受領書でこれに替えさせていただきます。
今後ともご支援ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

▼送付物内容

COML著、監修の本など	単価	部数	金額(円)
賢い患者（岩波新書・山口育子著）	902		
新・差額ベッド料Q&A（岩波ブックレット）	550		
受診する通院する入院する！120の患者術（医学通信社）	1,320		
一般向け高血圧治療ガイドライン解説冊子『高血圧の話』	275		
新・医者にかかる10箇条			
『新 医者にかかる10箇条』	200		
『新 医者にかかる10箇条』 50冊以上	180		
『“医者にかかる10箇条”で変える！患者の意識変革調査』	550		
いのちとからだの10か条			
『いのちとからだの10か条』	200		
『いのちとからだの10か条』 50冊以上	180		
COMLオリジナルの販売物			
『COML医療かるた』	1,650		
『COML医療かるた』（裏白）	1,000		
COML模擬患者活動(SP)関連の書籍			
『20周年記念シンポジウム報告集』 冊子版	550		
COML医療フォーラム報告集			
『語り合うインフォームド・コンセント』 冊子版	550		
『患者のところに寄り添う医療』 冊子版	550		
『患者が選択し自己決定するために』 冊子版	550		
『私がほしい医療情報 さまざまなセカンド・オピニオン』 冊子版	550		
『私がほしい「患者情報室」』 冊子版	550		
『どうすれば実現するの？“患者中心の医療”』 冊子版	550		
『協働しささえあう医療を築くために』 冊子版	550		
『どうなる？これからの高齢者医療』 冊子版	550		
『いまこそ不信から信頼の医療へ』 冊子版	550		
『救急医療を守るために』 冊子版	550		
『徹底討論!! かかりつけ医機能』 冊子版	1,100		
＜小計＞		-	0

※表示金額はすべて税込です。

〒113-0033

東京都文京区本郷3-35-4

不二光学ビル 6階

認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML

TEL:03-3830-0655 FAX:03-3830-0644

URL: <http://www.coml.gr.jp>

送料 _____ 円

合計 0 円

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、
ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和7年4月 1日～令和8年 3月31日	7,680,000 円
			給与	令和7年4月 1日～令和8年 3月31日	
			給与	令和7年4月 1日～令和8年 3月31日	
			給与	令和7年4月 1日～令和8年 3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日				
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数			左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		
2 人			2,554,206 円		

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		令和7年 5月26日	30,000 円	胎児治療の取り組みへ 賛同したため
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	30,000 円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 ②÷①	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 ④÷①	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☐ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉜ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉖～㉛」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉛」、「㉜」及び「㉝」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとす』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉖」から「㉛」については、イに記載する各期間（「㉖」から「㉛」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉖」から「㉛」については、イに記載する各期間（「㉖」から「㉛」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

[illegible]

前川 佐与子		理事		○						令和 4 年 6 月 1 日就任
宮本 恒彦		理事		○						平成 18 年 6 月 1 日就任
児玉 安司		監事		○						令和 4 年 6 月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド会計）使用 データ保管	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド会計）使用 データ保管	随時	7年
賃金台帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド給与）使用 データ保管	月1回	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 データ保管	月1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド会計）使用 データ保管	年1回	7年
貯蔵品台帳	エクセル使用 データ保管	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）						チェック欄	
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								✓
イ								
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ロ								
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）
-----	-----------------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ ☐ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML(コムル)	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ